

令和5年1月スタート

建設業許可・経営事項審査の 電子申請が始まります!



建設業許可・経営事項審査 電子申請システム(JCIP)

※一部の行政庁では、令和5年1月からの電子申請受付は行いません。

電子申請のメリット



▶ 会社・自宅からインターネットで申請

会社や自宅のパソコンから、インターネットで申請・届出書類を作成し、申請・届出ができますので、行政庁への訪問や郵送での申請・届出が不要になります。



※従前通り、紙媒体による申請も受け付けます。※変更届も対象です



▶ データ連携により書類の取得・添付が不要

法務省(登記事項証明書)、国税庁(納税情報)等とのデータ連携により、当該書類の取得や添付が不要になります。



※令和5年1月からのデータ連携は、上記に加え技術者資格情報等になります。
※デジタル庁が提供する認証サービス「Gbiz ID」のID取得が必要となります。
※一部の手続きについてはデータ連携は行えません。



▶ 外部データの取込、前回申請データの再利用

外部のアプリケーション等で作成したデータの取込や前回申請したデータを利用した申請書類の作成ができますので、入力の手間が省けます。



▶ エラーチェック、自動計算

システムによるエラーチェックや自動計算を行いますので、申請書類の作成に係る手間が省け、作成誤りがなくなります。



国土交通省

ご利用の前にご確認ください

▶ GビズIDアカウントのご用意(必須)

システムのご利用(ログイン)にあたっては、デジタル庁が提供する「GビズID」が必要になります。

事前に「GビズIDプライム」アカウントの取得、または取得後に「GビズIDプライム」アカウントから作成した「GビズIDメンバー」アカウントをご用意ください。

※代理申請の場合も、申請者・代理人ともにIDが必要となります。

※詳細については、「gBizID」ウェブサイトに掲載されているマニュアルをご参照ください。

【イメージ図】



▶ 電子化の対象となる手続の範囲

※受付開始時期は都道府県によって異なります。

○建設業許可関係

- 許可申請**
(新規許可、許可換え、般特許可、業種追加、更新)

- 変更等の届出**
(事業者の基本情報、経営業務管理責任者、営業所の専任技術者、営業所の代表者等)

- 廃業等の届出** •**決算報告**

- 許可通知書等の電子送付**

※各行政庁により取扱いは異なります。

○経営事項審査関係

- 経営事項審査申請**
(経営規模等評価、総合評定値)

- 再審査申請**
(経営規模等評価、総合評定値)

- 結果通知書等の電子送付**

※各行政庁により取扱いは異なります。

▶ 取得・届出が不要になる添付書類

○バックヤード連携により、以下の添付書類の取得・提出が簡素化されます。

- 法務省(登記事項証明書)**
※令和5年1月からの対象:国土交通大臣許可・法人
- 技術検定合格証明書**



○添付の自動化により、添付書類の取得・提出が簡素化されます。

- 納税情報(法人税／所得税)**

※令和5年1月からの対象:国土交通大臣許可・法人／個人

- 納税情報(消費税及地方消費税)**

※令和5年1月からの対象:国土交通大臣許可／都道府県知事許可・法人／個人

※令和5年度からは、監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証、建設業経理士登録証等のバックヤード連携を予定

・技術検定合格証明書(令和5年1月～)

・監理技術者資格者証(令和5年度)

・建設業経理士検定試験合格証明書(令和5年度)

・建設業経理士CPD講習修了証(令和5年度)

▶ ご注意ください

スマートフォンからは、当サービスをご利用いただけません。



ご利用には以下のソフトウェアが必要です。

ブラウザ : Microsoft Edge、Google Chrome

PDF閲覧用ソフト : Adobe Acrobat Reader 等

◆ 本チラシに関するお問合せ

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課

TEL:03-5253-8111